

令和8年度(令和7年分)市県民税申告日程について【国分・隼人地区】

申告会場：霧島市役所（本庁舎）1階 総合案内横(エントランスホール)

受付時間：8：30～16：00

申告期間：令和8年2月2日（月）～令和8年3月16日（月）

※昼時間(12:00～13:00)も受け付けています。

※土日、祝日は、令和8年3月8日(日)のみ受け付けています。

※選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

※駐車場については、お祭り広場駐車場等をご利用ください。

◎来場される前にご確認ください。

- ・ 農業、営業、不動産所得のある方は、「収支計算書」を作成してからお越しください。
- ・ 医療費控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」を作成してからお越しください。
- ・ 雑損控除(令和7年8月の大雨によるもの)を受けたい方は、「損失額の計算書」等を作成してからお越しください。

※経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越しください。

◎無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。必要な方はコピーしてご利用ください。窓口でも配布しています。

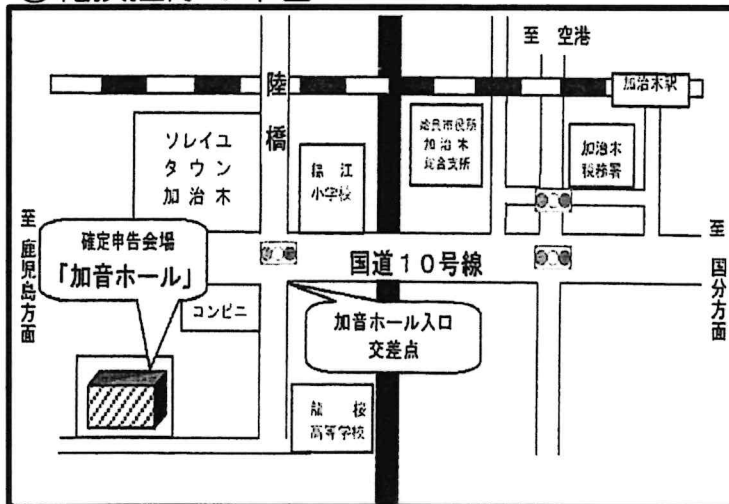
◎申告開始当初や終了間近は混み合います。

来場者が多いと待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以下の方は加音ホールでの申告になります

- ①住宅ローン控除の初年度の申告
- ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③配当所得の申告
- ④先物取引に係る所得の申告
- ⑤青色申告
- ⑥雑損控除の申告

※②～④の申告で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。
※⑥の申告で、令和7年8月の大雨によるものは、市役所の会場でも申告を受け付けます。



【加治木税務署】

●所在地

〒899-5291

始良市加治木町諏訪町13番地

電話：(代表)0995-62-2161

【加音ホール】

●所在地

〒899-5241

始良市加治木町木田5348番地185

〈加音ホールの申告日程〉

日程：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

(土日、祝日を除く)

受付時間：午前9時から午後4時まで

※入場には、整理券が必要です。(オンラインでの事前予約と会場での当日配布がありますが、当日配布は数に限りがありますのでご注意ください。)

<市県民税の申告についてよくあるご質問>

○確定申告と市県民税申告は何が違いますか。

確定申告は国税である所得税の申告で、市県民税申告は地方税の市県民税の申告です。確定申告をすると税務署から市に情報が届きますので、市県民税申告をしたことになります。

○確定申告が必要ない人も市県民税申告は必要ですか。

市県民税申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告してください。

○市役所の会場で申告できないものはありますか。

土地の売却などできないものがありますので、左ページ下部をご確認ください。

○年金の収入のみですが、申告が必要ですか。

年金収入が148万円(65歳未満は98万円)以下の方は、原則、申告の必要はありません。ただし非課税年金(障害年金、遺族年金等)のみの方は、申告が必要な場合がありますので、裏面の「市県民税申告のご案内」をご確認ください。

○収入がなくても申告が必要ですか。

無収入の方や障害年金等の非課税所得のみの方も、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告が必要です。別紙の「市民税簡易申告書」を提出してください。

○申告には何が必要ですか。また、代理でも申告できますか。

申告の内容によって必要な書類が異なります。裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、申告の際にお持ちください。申告に必要な書類をお持ちいただければ、代理でも申告できます。

○源泉徴収票がないのですが、どうすればよいですか。

給与所得者は会社や雇い主、年金所得者は年金機構などの支払者へ発行を依頼してください。発行ができなければ、加治木税務署にご相談ください。

○年末調整済みの給与と年金の収入がありますが、年金のみ申告すればよいですか。

申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、お持ちください。

○支払った医療費を申告(医療費控除)すれば、お金が戻ってきますか。

医療費控除は、医療費が戻ってくるのではなく、所得から差し引くことで所得税や市県民税が減額されるものです。医療費控除の対象となるものについては、国税庁のホームページをご確認ください。

○家族を扶養に入れる(配偶者、扶養控除の追加)にはどうすればよいですか。

本人と家族の収入が分かるものなどをお持ちいただき、申告の際に担当職員に申し出てください。

○ふるさと納税のワンストップ特例をしましたが、医療費控除を追加したいと思っています。何が必要ですか。

医療費控除を受けるための書類に加えて、「寄附金受領証明書」と裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、該当するものをお持ちください。

○申告会場の待ち時間はどのくらいですか。事前予約はできますか。

混雑状況によって所要時間は異なります。来場される際は、お時間に余裕を持ってお越しください。また、事前予約はできません。受付順に番号札を交付します。

市県民税についてのお問い合わせ先

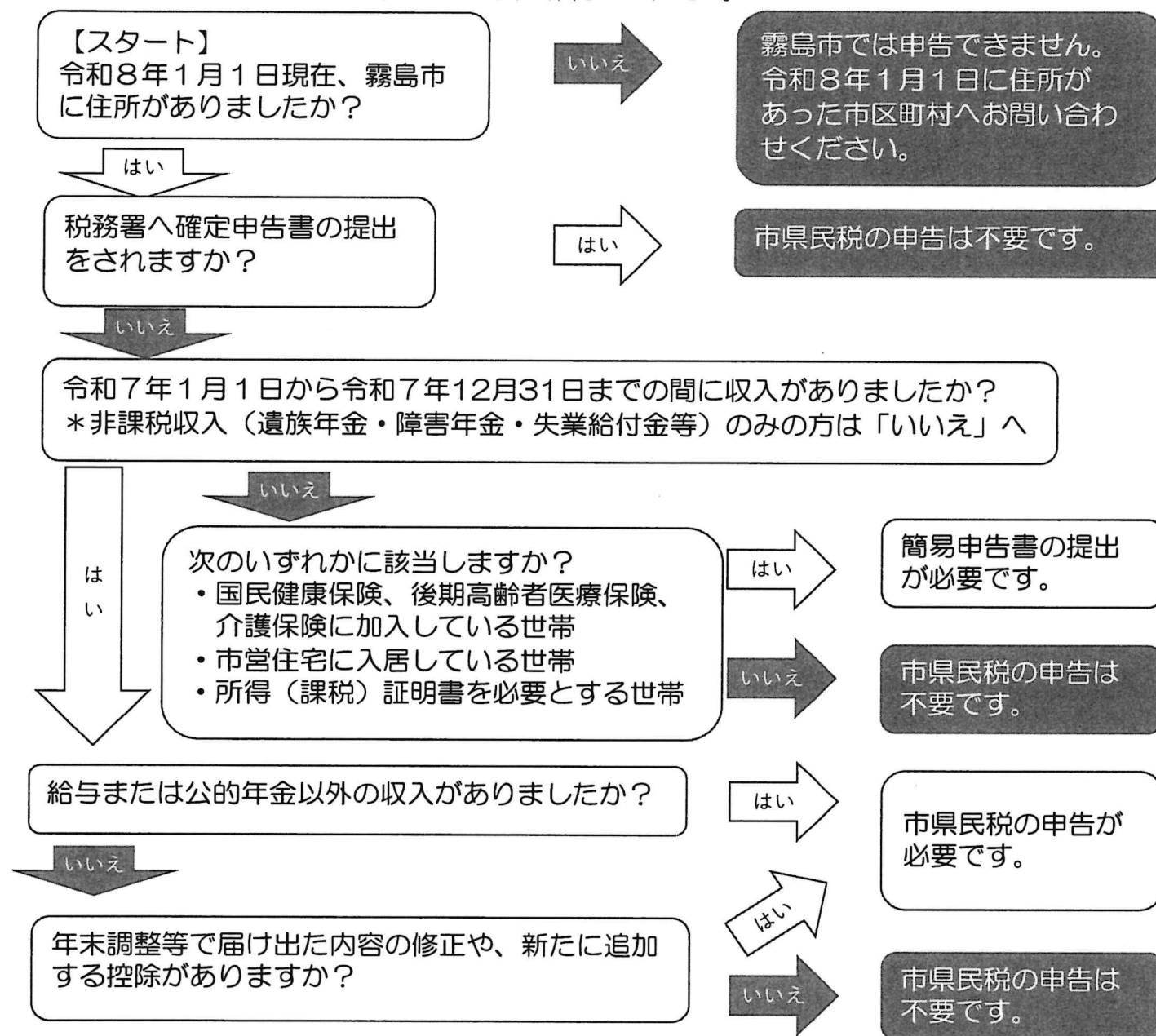
霧島市税務課市民税グループ 電話：0995-45-5111(内線1371～1378)

令和8年度
(令和7年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

昨年お知らせしたとおり、今年度から「申告日程表」、「市県民税簡易申告書」、「医療費控除の明細書」の全戸配布を廃止し、班回覧へ変更します。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口で受け取るか、若しくは下記二次元コード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1

霧島市役所税務課市民税グループ 宛

ファックス：0995-64-0931

メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付き本人確認書類

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための書類

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための書類

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための書類

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための書類

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」等が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための書類

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧令和7年8月の大雨による雑損控除を受けるための書類

罹災証明書、損失額の計算書等

詳細は市ホームページ「雑損控除に関するご案内」をご確認ください。

⑨申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる書類

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。